

議案第 82 号

小松島市火災予防条例の一部を改正する条例について

小松島市火災予防条例（昭和 37 年小松島市条例第 10 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 3 年 9 月 3 日提出

小松島市長 中山 俊 雄

## 小松島市火災予防条例の一部を改正する条例

小松島市火災予防条例（昭和37年小松島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号及び第18条第1項第1号中「次の各号」を「次」に改める。

第22条の2中「適用」を「，適用」に改める。

第31条の7第1項中「貯蔵物」を「貯蔵」に改め，同項第2号中「個体」を「固体」に改める。

第33条第1項第1号及び第2号中「第5号」を「第6号」に改め，同条第3項中「取り扱い」を「取扱い」に改める。

第35条第5号アただし書中「は数」を「端数」に改める。

第36条第4号中「次の各号」を「次」に改める。

第45条中「消防長」を「消防署長」に改める。

別表第3温風暖房機の部液体燃料の款不燃以外の項離隔距離（c m）上方の欄中「50」を「60」に改め，同表厨房設備の部中「組込式」を「組込型」に改める。

別表第8備考第8号中「自治省令」を「総務省令」に改める。

### 附 則

この条例は，公布の日から施行する。